

# 議案参考資料

[令和7年第3回定例会(9月)]

[担当課(室)係(担当)]

税務課 市民税担当・諸税担当  
資産税担当

納税課 納税担当

## 議案名

議案第65号 桐生市市税条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税、市たばこ税及び公示送達に係る規定を整備するほか、所要の改正を行うものです。

## 概要

### 1 個人市民税関係

特定親族特別控除の創設に伴い、個人市民税に係る所得控除等の規定を整備します。

※特定親族特別控除 納税義務者が、生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族で合計所得金額が58万円超123万円以下の者(配偶者及び青色事業専従者等を除く。)を有する場合に、納税義務者が受けられる控除額が当該親族の合計所得金額に応じて段階的に逡減していく仕組み

(施行期日：令和8年1月1日)

### 2 市たばこ税関係

加熱式たばこの課税方式について、紙巻たばこの税負担の差を解消するため、現行の重量と価格によって紙巻たばこの本数に換算する方式から重量のみで換算する方式へ見直します。また、激変緩和措置として、令和8年4月1日以降と同年10月1日以降の2段階で課税方式の見直しを実施する経過措置を定めます。

(施行期日：令和8年4月1日)

### 3 公示送達の規定の見直し

市役所の掲示場に掲示する方法に加え、インターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧できるよう規定を整備します。

(施行期日：地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日)

### 4 その他の改正

市民税、固定資産税、特別土地保有税に係る減免申請書の提出期限を「納期限前7日」から「納期限」に変更します。

(施行期日：令和8年4月1日)

## 背景・経過

現下の経済社会情勢等を踏まえ、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として所得税の基礎控除の引上げ、給与所得控除の最低保障額の引上げ及び特定親族特別控除の創設を行うほか、国際環境の変化等に対応するため防衛力強化に係る財源確保の税制措置として加熱式たばこの課税方式の適正化等を行う、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第7号)が令和7年3月31日に公布されました。一部は、同年4月1日から施行され(専決処分により条例改正済)、今後、順次施行されます。